

令和六年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

---

令和六年九月十一日（水曜日）

---

出席委員（十一名）

委員長 三上道人

副委員長 小野稔

委員 相坂清志

千葉孝蔵

五十嵐忍

相馬勝治

奈良完治

棚内伸治

石澤貴幸

奈良岡文英

浅利直志

---

欠席委員（一名）

委員 阿部祐己

---

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田博幸

副町長  
総務課長選管事務局長併任  
財政課長  
経営戦略課長  
税務課長  
住民課長  
福祉課長  
農政課長農委事務局長併任  
建設課長  
上下水道課長  
会計管理者・会計課長  
監査委員  
選管委員長  
農業委員会会長  
教育長  
学務課長  
生涯学習課長  
学校給食センター所長

三上孝之  
葛西昭仁  
三浦良彦  
石澤岩博  
佐々木克尚  
境輝幸  
佐々木涉  
舘田康彦  
鳴海浩司  
佐藤康文  
高木勝則  
福士竹志  
加福孝二  
安原義太郎  
羽賀義易  
木村文徳  
石井孝  
久保田育子

事務局職員出席者

事務局	長	木村	宣文
係	長	大崎	光喜

---

審査日程

議案第七十一号	令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十二号	令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十三号	令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第七十四号	令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
議案第七十五号	令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和六年九月十一日

開 議 午前十時

○委員長（三上道人君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

六番阿部祐己委員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（三上道人君）

ただいまの出席委員数は十一名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

審査日程に従い、本日は議案第七十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件をはじめとし、全部で五件を審査する予定です。

各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第七十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

おはようございます。

それでは、議案第七十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に

つきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、令和五年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百四十四ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の区分、一の歳入総額は十八億九百十二万円余り、二の歳出総額は十七億三千三百四十五万円余りとなり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額については七千五百六十七万円余りとなったものであります。このうち四千万円を基金繰入額として財政調整基金へ繰入れを行い、残りの三千五百六十七万円余りは翌年度へ繰越すものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百十四ページをお開き願います。

歳入についてであります。第一款国民健康保険税第一項第一目一般被保険者特別徴収国民健康保険税の収入済額は二千八百九十四万円余り、第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税が三億四千五百八十七万円余りとなり、このうち現年課税分収入済額は三億六千五百五十二万円余りで、収納率は九五%となったものであります。

二百十六ページをご覧ください。

第四款県支出金第一項県負担金第一目保険給付費等交付金の収入済額は十一億九千七百六十五万円余りで、保険給付の実績に応じ交付された普通交付金であります。

二百十八ページをご覧ください。

第二項県補助金第一目保険給付費等交付金の収入済額は五千九百八十七万円余りで、国保制度の安定的な運営を図るための各種取組に応じ交付される特別交付金で、二百十九ページの備考欄記載の内容別に交付されたものであります。

第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金の収入済額は九千八百五十四万円余りで、国民健康保険税の軽減に対する公費負担分であります。このほか第二節の職員給与費等繰入金から第六節までは、それぞれの節の区分により繰入れしたもので、一般会計繰入金の総額は一億四千七百八十三万円余りとなったものであります。

す。

二百二十ページをご覧ください。

第七款第一項第一目の繰越金の収入済額は二千六百九十九万円余りで、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百二十八ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は三千四十二万円余りで、職員人件費及び事務的経費が主なものであります。

二百三十ページをご覧ください。

下段の第二款保険給付費第一項療養諸費の支出済額は十億二千七百二十七万円余りで、医療機関での受診、調剤及び補装具等に対する療養の給付に要した経費であり、前年度対比約七千四十一万円、率にして七・四％の増となったものであります。

二百三十二ページをご覧ください。

中段、第二項高額療養費の支出済額は一億七千五十一万円余りで、一般被保険者高額療養費が主なものであり、対前年比約三千万円、二一・三％の増となったものであります。

二百三十四ページをご覧ください。

下段の第三款国民健康保険事業費納付金は、県が、県内市町村全体の保険給付費の見込みを立てて、それぞれの市町村の所得や医療水準に応じて各市町村の納付額を決定するもので、第一項医療給付費分の支出済額は三億四百九十八万円余り、次ページの第二項後期高齢者支援金等分の支出済額は一億千九百三十八万円余り、第三項介護納付金分の支出済額は四千五百五十万円余りで、納付金全体で四億六千九百八十七万円余りとなったものであります。

続いて、二百三十六ページ下段にあります、第六款保健事業費の支出済額は二千百五十三万円余りで、特定健診や疾

病予防事業に係る費用が主なものであります。

二百四十ページをご覧ください。

第九款諸支出金第一項償還金及び還付加算金の支出済額は約七百十九万円で、保険給付費等交付金の前年度精算による返還金が主なものであります。

なお、被保険者数、医療費や保険税などに係る過去五年間の動向については、別冊決算説明資料のとおりであります。

令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明は以上であります。

○委員長（三上道人君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は国民健康保険事業費納付金の二百三十四、二百三十五に関わることであります。それで、医療給付費分として三億円余りが支出計上されているんですけども、これは県の基準に基づいて納付するという側面、それから所得や医療水準を含めて藤崎町が負担したということに対して、医療にかかった場合の額なんでしょうけれども、データを見ますと、令和五年になるとまた前年度を超えて増えてきているんですけども、医療費の動向ということで見ますと、一人当たり、令和四年度は三十六万円ほどであったものが四十万円ほどになっているんですけども、この医療費の給付費が高くなったのか、元に戻ったのか、その辺はどういうふうに分析というか、捉えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

まず、医療給付費納付金についてであります。これは過去三か年の医療給付費の実績額と所得、被保険者数などを勘案し、国・県の負担金などの公費分を控除して青森県全体の納付金を積算して、市町村ごとの所得、医療水準を考慮して決定されているものであります。

医療費の前年比増加という内容なんですけれども、当町国保の医療費というのは毎年度増減しております。単年度の比較で要因を判定するのはなかなか難しいのですけれども、医療費というのは全国的に増加傾向にあり、主に高齢化の進展により、医療費の高い高齢者層の増加が全体を押し上げていることがまずベースにあるというふうに認識しております。

ただ、令和五年度の当町国保の医療費に関しては、前年度との比較で、入院の費用と高額医療の費用が合わせて一億円程度増加となっておりますので、今後、入院の減少につながるような重症化予防に向けて、これまで以上に特定健診の推奨、保健指導、生活習慣改善への積極的な介入を図るなど、取組を強化しなければと考えているところです。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

町の国保の運営協議会の開催費用も計上されているんですけれども、そこで全県いろいろな問題をはらんでいるなど私は思っているんですけれども、今の納付金といいますか、県に納付することに関わることでもあるんですけれども、



保険料を統一していくと、全県的な県の運営方針の基本というのはどういうふうになっています。統一の時期だとか、そういうのははっきりしているものなんでしょうか。その辺の運営方針は国保運営協議会などでどういうふうに審議されているものなんでしょうか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

町の運営方針ではなくて、青森県の国民健康保険の運営方針の中で、令和七年度から納付金ベースでの水準統一による保険料の賦課が始まる予定であります。この納付金ベースというのは、現在、医療水準を勘案して決めているものがあります。そこを市町村ごとのばらつきを取っ払うというような内容になっております。また、令和十二年度からは保険料水準の完全統一を目指しているところです。これは県内各市町村全て、同じ所得であれば同じ保険料になるようなイメージであります。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

ですから、そういうことを国保の運営協議会でも説明をして、そして納付金ベースでは令和七年度といえれば来年というか、そういうようなことでやっていこうということですけども、国保運営協議会に県ではこういう考えなんですよということを説明していらっしゃるんですかということについてはどうですか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

私は今年度から就任いたしましたので、前回までの運営協議会の話の中でこの部分が説明されていたかどうかは明らかではございませんが、今年度、年明けに運営協議会を開催する予定となっておりますので、その時期には説明を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

異議じゃなくて質問ですけれども、私も七十五を超えまして、医療費が余計かかる部類に属しているんですけども、ページ数は二百三十九ページです。その中で疾病予防費ということで、医療費抑制のために入院だとかあるいは予防をしようという、その一つとして二百三十九ページの特定健診未受診者対策業務委託料三百七十万円ほど支出しているんですけども、この委託業務というのはどういう内容で、どういう部署なりに支払われているのかということの内容についてはどうですか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

未受診者対策の委託でございますけれども、委託先は株式会社キャンサーズキャンという東京に事務所を置く事業者さんでございます。未受診者の受診につながるような、強制的ではなくよりよい選択を自発的に取られるようにするナッジ理論に基づき、AIで個々に合ったアプローチ、呼びかけで通知をして勧奨しているという内容のもので、通知の件数、二回ありました。十月が二千十六件、一月が再度千五百八十四件、未受診者に様々なアプローチの仕方で通知しているという内容です。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

私は後期高齢者のほうになっているんですけれども、様々なアプローチで、これを見ますと二回で三千件も通知しているわけですね。様々なアプローチって、健診受けないと早死にするよとか、どういうアプローチなんですか、それ。ちょっと私、ここにいる人では国保にいる方もいらっしゃるから、通知を受けた人があるのかもしれないけれども、もうちょっと踏み込んでというか、詳しくお話しいただきますとどういうふうなことなのでしょうか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

先ほどの様々な手法の呼びかけというのが、例えば単純に受診されていないので受診してくださいよということでは

なく、これを受ければ健康寿命が延びますよとか、言い方を変えて個々に合った、今の呼びかけだけではなく違う呼びかけについても個々にやっているというような内容です。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

いわゆる健診の受診数もちよっとダウンしているわけでありまして。というふうに私は認識しておるんですけども、いずれにしても様々な手法なり、そういう工夫をしなければならぬというの、バスで病院まで連れて行って受診できないかとかというようなことまで検討対象になっているみたいなんですけれども、その点についての一工夫、二工夫が必要な時期なんだというようなことを要望しておきたいと思います。

それから、質問であります。これは歳入のところ、ページ数は二百十七ページ、社会保障税番号制度システム整備補助金二百万円と歳入のところにあるわけでありまして。私は、十二月の二日だか三日に保険証を廃止すると、保険証たる文字も削減するという国の条例の制度そのものはやめるべきだし、現実的なものじゃないんじゃないかと。これをデジタル化すれば、全てマイナンバーの一丁目一番地の健康保険証までやればよいというような国のシステムそのものを、法律で保険証をなくするというようなことに反対で、現行の保険証を残すべきだと、併存する選択的な状態にすべきだと思っておりますけれども、この二百万円は歳出ではどういうふうな項目に使われたものなんですか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（三上道人君）

浅利委員、すみません、二百万円という答弁ありますけれども……（「二千元でしたね」の声あり）二千元ですね。

○浅利直志委員

申し訳ございません。二千円でございます。大変失礼いたしました。これはどういうふうに、この前、前年度だとも税番号制度の統一のためのシステムづくりはやられているんですけれども、どういうふうに使われたんでしょうか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する町広報誌への掲載に係る費用二千円でございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐 忍委員。

○五十嵐 忍委員

二百三十九ページ、先ほど浅利委員が聞いていた特定健診未受診者対策についてですが、それによって受診につながった実績があるのか、どうでしょうか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

この取組は今年度からということになりますので、今後、実績が上がっていくものと考えております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百三十九ページなんですけれども、特定健診検査委託料というのは千百万円ほど計上されているんですけれども、特定健診等データ管理委託料、これは二十一万八千円ほど執行されているんですけれども、そもそも特定健診のデータ管理そのものを現状はどういうふうに行っているのかですね。その辺、どこに委託したものなのかということについては、どういうふうな執行状況なんでしょうか。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

青森県国民健康保険団体連合会、国保連のほうに委託をしております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第七十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

それでは、議案第七十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和五年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百七十ページをご覧ください。

実質収支に関する調書の区分、一の歳入総額は三億五千四百九十四万円余り、二の歳出総額は三億五千七万円余りとなり、三の歳入歳出差引額四百八十七万円余りは全額翌年度へ繰越しするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百五十八ページをお開き願います。

歳入についてであります。第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目特別徴収保険料の収入済額は七千二十七万円余り、第二目の普通徴収保険料が四千三百八十四万円余りとなり、このうち現年度分保険料収入済額は一億千三百八十九万円余りで、徴収率は九九・八％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の収入済額は千六百八十四万円余りで、職員給与費等繰入分と広域連合事務費繰入分であります。

第二目の保険基盤安定繰入金の収入済額は五千二百八十八万円余りで、保険料の軽減に対する公費負担分であります。

第三目の療養給付費繰入金の収入済額は一億六千四百二十五万円余りで、広域連合が給付を行う療養給付費に対する公費負担分のうち町負担分となります。

第四款の繰越金の収入済額は六百八十三万円余りで、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百六十六ページをお開き願います。

第一款総務費の支出済額は九百三十六万円余りで、職員の人件費及び事務的経費が主なものであります。

二百六十八ページをご覧ください。

第二款第一項第一目後期高齢者医療広域連合負担金の支出済額は三億三千六百六十一万円余りで、内訳として備考欄に記載の保険料等負担金が一億六千四百八十八万円余りで、町で収納した保険料及び保険料軽減額に対する保険基盤安定負担金相当を広域連合へ納付するためのものであります。

次に、広域連合事務費負担金は七百四十八万円余りで、広域連合職員の給与費等に係る町負担分であります。

次に、療養給付費負担金は一億六千四百二十五万円余りで、広域連合が給付事務を行っている療養給付費に係る町負担分であります。

第三款諸支出金第二項第一目一般会計繰出金の支出済額は四百八万円余りで、過年度分に係る療養給付費負担金の確定に伴い、一般会計への精算を行ったものであります。

なお、被保険者数、医療費や保険料などに係る過去五年間の動向については、別冊の決算説明資料のとおりであります。

令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明は以上であります。

○委員長（三上道人君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第七十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

それでは、議案第七十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和五年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の三百十四ページをお開き願います。

令和五年度の決算は歳入総額が十八億九千八百八十万二千二百八十二円、歳出総額が十八億百七十九万二百九十二円となり、歳入歳出差引額が九千一万九百九十円は全額介護保険財政調整基金へ積立てしたものであります。

続いて、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百八十四ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目第一号被保険者保険料の収入済額は三億四千八十八万三千八百円で、徴収率は九五・九五％、昨年度が九五・九四％でしたので、同水準で推移しております。なお、二年の時効などによる不納欠損額は十四名分、百二十万七千七百七十円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は三億三百七十八万四千八百七十円で、居宅介護給付費用に対する二〇％分と施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。

第二項国庫補助金第一目調整交付金の収入済額は一億二千百九十七万五千円で、国が全国の市町村の高齢化の状況や

所得水準と給付費の状況を調整した結果により交付されたものであります。

二百八十六ページに移ります。

第四款支払基金交付金第一項第一目介護給付費交付金の収入済額四億三千五百十五万五千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する二七％の法定負担分であります。

第五款県支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億三千五百九十万四千四百六十三円で、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する一七・五％分の県の法定負担金であります。

二百八十八ページに移ります。

第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金の収入済額は二億千五十六万三千円で、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。

二百九十ページをお開き願います。

第二項基金繰入金第一目介護保険財政調整基金繰入金の収入済額は七千五百十四万四千円で、財源補填及び前々年度の精算により生じた返還金のため基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百九十八ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は三千七百七十五万四千四百八十五円で、職員の人件費が主なものであります。

三百二ページをお開き願います。

第二款保険給付費第一項第一目介護サービス等諸費の支出済額は十四億七千二十六万四千五百六十六円で、要介護認定を受けた方が利用されたサービス給付費であり、前年度比で二・二六％の増となったものであります。内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億五千七百二十七万千百十五円、

前年度比で二・二％の増、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億二千七百八十九万五千四百九十一円で、前年度比〇・七％の減、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が五億千六百二十五万二千四百二十二円、前年度比で四・九％の増となったものであります。

第二目介護予防サービス等諸費の支出済額は千二百七十五万三千七百三十七円で、要支援の認定を受けた方が利用された介護予防に係る費用であり、前年度比で一・四％の減となったものであります。

三百四ページをお開きください。

第三款の地域支援事業費は、制度改正に伴い平成二十八年度途中から移行した総合事業に対応した事業が主なものであり、第一項第一目の介護予防・生活支援サービス事業費が通所型及び訪問型サービスなどで、支出済額は三千六百五十一万四千五百七十七円、前年度比で八・五％の増となったものであります。

三百六ページをお開き願います。

第二項の一般介護予防事業費は、げんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業などを実施し、次の第三項包括的支援事業・任意事業費は、めくっていただき三百八ページの第一目の総合相談・権利擁護事業費から、続いて三百十ページの中段、第七目の地域ケア会議推進事業費までで、町社会福祉協議会に委託して実施している地域支援事業に係る費用などであります。

第五款諸支出金で、三百十二ページをお開き願います。第三項繰出金の支出済額千三百四十五万三千二百七十二円は、介護給付費の精算により一般会計に返還の意味で繰り出すものであります。

なお、被保険者数、要介護認定者数、給付費及び保険料に係る過去五年間の動向につきましては、別冊の決算説明資料のとおりであります。

令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

す。

○委員長（三上道人君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百九ページです。その中の委託料で包括的・継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料というふうにあるんですけども、これは委託先と委託内容を説明もしていただいたのかなと思ったんですけども、もう一度再確認のために説明をお願いしたいと思います。

○委員長（三上道人君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料につきましては、委託先は町の社会福祉協議会でございます。金額の内容は、包括支援センターの人件費、事務費等になります。業務内容としましては、高齢者が住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、高齢者に係る保健、医療、福祉等、様々に関連する多様な支援等を総合的・包括的に提供する体制を整えるための委託費でございます。

以上でございます。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

今、社協だという、委託先はですね。それで包括支援センターに私も二度ばかりお邪魔したこともあるんですけども、支援事業運営、包括・継続ケアマネジメントの千七百十一万円相当というのは、これはほぼ人件費なんですか。人件費と言えば叱られますけれども、今何人体制で、三人ぐらいの体制でやっていらっしゃるんですか。ほぼ人件費だという理解でよろしいんですか。

○委員長（三上道人君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

委託費の内容は、人件費がやはり多く占めるものでございます。包括支援センターの人員といたしましては、令和五年度は六名の人員配置で対応しておりました。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

それでは、介護認定審査会費、三百三ページに関わることについてお聞きいたします。その中で認定調査委託料、これは八十万円ほどを支出したというふうになっております。そして、認定調査等では総額で四百五十万円ほどになっているようなんですけども、この認定調査の調査委託料八十万円ほどというのは、これは医師に対しての委託料なんですか。それとも、広域連合で審査委託料というのは別に計上されて執行されたものなんでしょうか。その辺はどうでし

よう。

○委員長（三上道人君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

認定調査委託料につきましては、介護認定の際にケアマネジャーですとか、町の認定調査員が行うものでございまして、費用としてかかる八十万三千円は、ケアマネジャーさんにお支払いする委託料でございます。また、津軽広域連合介護保険費として五百九十九万六千円が同じページに記載されておりますが、認定調査の審査は広域連合で行っております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

そうすれば、五十嵐議員が一般質問でも質問しておりましたけれども、認定調査委託料というのはケアマネ、ケアマネと言えども叱られるかもしれませんが、ケアマネジャーに支払っているんだというようなことでしたけれども、昨年度においてもケアマネの調査委託料を引き上げるとか、そういうような手続なりは取ったんでしょうか。その結果が八十万何ぼなんんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○委員長（三上道人君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

令和六年度の予算におきまして、当初予算で百六十六万六千円を計上しております。単価につきましても、従前は在宅・施設合わせてどちらも二千二百円税込みというふうにしておりましたが、令和六年度は在宅が税込みで四千百八十円、施設の場合は税込みで二千八百六十円というふうに、それぞれ単価を上げてございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は、介護サービス等諸費の三百三ページです。その中で介護サービス等の諸費として支払い確定分として、居宅介護サービス給付費、これについては五億五千七百二十七万円ほど計上しておるんですけども、デイサービスなどだと思うんですけども、その中で昨今ヘルパーになる人が少なくて、全国的に地域というか、田舎の市町村だとか、困っているというようなことが報道も、そしてホームヘルパー派遣の事業所、いわゆる業務を辞めるというようなことが起きておるというようなことなんですけれども、説明によれば前年度並みというか、二%ほど多くなったんですか。金額ベースではそうなんですけれども、ホームヘルパーなりが事業所でも確保するのに大変だとか、そういうような実情は私たちのこの藤崎町ではないんでしょうか。その辺はどういうふうに把握していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（三上道人君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

ホームヘルプ事業の報酬改定で苦境に立たされているというのは私どもも承知しております。先般行われました介護保険の運営協議会の中でもご意見を頂戴いたしまして、社会福祉協議会の成田委員のほうからそういう実情を申し受けたところでございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は認定すべきものと決定いたしました。

ここで換気及びトイレのために休憩を入れたいと思います。再開時刻は十一時十分とします。

休 憩 午前十時五十七分

---

再 開 午前十一時十分

○委員長（三上道人君）

会議の再開前に、農政課長、住民課長より発言の申出がありますので許可いたします。

まず、農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）



先日の奈良岡委員からのご質問でありました、ページ数であります、百四十一ページ、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、当初予算五百四十万円から決算見込み額九百四十五万五千円のいきさつを教えてくださいということのご説明であります。

令和5年度当初予算では、測量試験及び換地調整費の計上で五百四十万円ということでありましたが、国の追加補正により増額したものであります。

追加補正の内容につきましては、区画整理工二・五ヘクタール分の追加であります。これを増額いたしまして、最終的に九百四十五万五千円ということで計上しております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

先ほどの五十嵐委員からの質問に対しての答弁の訂正をいたします。

二百三十九ページです。特定健診未受診者対策業務委託。これが、私先ほど、令和五年度からの実施で成果はこれから現れるというような答弁をいたしました。が、三年ほど前からこの委託業務始められておまして、受診率の成果につきましては、コロナからの復活はあったものの、令和四年度、令和五年度と、ほぼ横ばいの状況があります。ただ、複数年継続することで、今後成果が上がってくるものと期待しておるところであります。

以上です。

○委員長（三上道人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第七十四号令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第七十四号令和五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要を説明させていただきます。

恐れ入ります。決算書の三百三十二ページをお開きください。

初めに、令和五年度藤崎町水道事業報告書の一、概況（一）総括事項のイ、給水の状況について説明いたします。

令和五年度の給水戸数は五千六百七十九戸、給水人口は一万四千三百九人で、普及率は九九・七％となりました。年間総配水量百五十万二千二百九十六立方メートルに対する有収水量は百二十五万九千十七立方メートルで、有収率は前年度に対し〇・六ポイント減の八三・九％となったものであります。

次に、ロの経営収支の状況につきましては、後ほど収益費用明細書及び資本的収入支出明細書にて説明させていただきます。

次に、（二）経営指標に関する事項でございますが、一〇〇％を超えていることが望ましいとされ、経営の健全性を示す指標である経常収支比率、こちらは一二四・六％、そして、もう一つ、一〇〇％を超えていることが望ましいとされ、料金水準の妥当性を示す指標である料金回収率は一二五・二％となりました。また、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である有形固定資産減価償却率は七四・三％であります。

次に、収納の状況について説明させていただきます。

三百三十五ページをお開きください。

下段の表になります。ロ、収納の状況、この表の一番上、給水未収金の欄をご覧ください。令和五年度の未収金は、

現年度分が九百六十三万円余りで収納率が九七・四％、過年度分が二千二百五十四万円余りで収納率が三二・〇％、給水未収金合計額は三千二百十七万円余りで収納率は九二・〇％となったものでございます。

次に、企業債の残高について説明させていただきます。

恐れ入りますが、三百三十七ページをお開きください。

令和五年度末企業債残高は合計で二億八千九百九十七万円余り、借入先別では、財政融資が二億四千七十五万円余り、地方公共団体金融機構が四千六百七十五万円余り、市中銀行が二百四十六万円となっております。

続きまして、三百三十九ページをお開きください。

ここから収益費用明細書の主なものについて説明いたしますが、決算額につきましては全て消費税及び地方消費税の額を除いたものとなります。

まず、収益について説明させていただきます。

収益総額は三億四千七百二十八万円余りとなりました。第一項営業収益三億三千四百二十七万円余りのうち、第一目給水収益は三億三千三百七十万円余りで、そのうち水道料金が三億二千三百二十四万円余り、メーター使用料が千四十五万円余りであります。

第二項営業外収益千二百四十七万円余りのうち、主なものは第三目長期前受金戻入千百八十三万円余りで、これは減価償却費に対応する現金を伴わない収入であります。

次に、費用について説明させていただきます。

三百四十ページをお開きください。

費用総額は二億七千八百七十八万円余りとなりました。第一項営業費用二億七千百五十四万円余りのうち、第一目浄配水費は一億四千八百三万円余りで、主なものは第六節修繕費千三百七十万円余りであります。内容としましては、メ

ーター取替工事五百五十二万円などであります。第七節動力費九百七十四万円余りは浄水場の運転に係る電気料、第九節受水費一億二千百六十二万円余りは、水道企業団から水を買うための費用であります。

第三目総係費は四千二百十四万円余りで、このうち第一節の給料から三百四十一ページ六節の法定福利費引当金繰入額までの職員給与関連費用額は合計で二千七百六十万円余りであります。同じページの第十二節委託料は七百四十七万円余りで、主なものは水道メーター検針業務委託料四百十一万円余りであります。

三百四十二ページをお開きください。

第四目の減価償却費は七千八百四十万円余りで、有形分が七千四百三十八万円余り、無形分が四百二万三千元であります。

第二項営業外費用は六百八十三万円余りで、その主なものは第一節企業債利息六百八十三万円余りであります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益ですが、六千八百五十万円余りの黒字決算となったものであります。

三百四十三ページをご覧ください。

資本的収入支出明細書の主なものについて説明いたしますが、決算額については全て消費税及び地方消費税込みでございます。

まず、収入について説明いたします。

収入は百十二万円余りで、消火栓更新工事に対する一般会計負担金でございます。

支出は総額で八千七百七万円余りとなりました。第一項建設改良費第一目浄配水設備費第一節工事請負費は千四百八十四万円余りで、その主なものといたしましては、西豊田浄水場配水ポンプ整備工事が千三百二十万円、消火栓更新工事が百八万円余りであり、第二節委託料は矢沢地区配水管移設工事設計業務委託料三百八万円であります。

第二項固定資産購入費は千百十一万円余りで、主なものは第二目工具及び器具購入費第二節委託料の料金システム更

新業務委託料千七十八万円であります。

第三項一節企業債元金償還金は五千八百二万円余りであります。

なお、資本的収入額百十二万円余りが資本的支出額八千七百七万円余りに不足する額八千五百九十四万円余りにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び損益勘定留保資金で補填したものであります。

令和五年度水道事業会計決算の概要については以上でございます。

○委員長（三上道人君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。五十嵐 忍委員。

○五十嵐 忍委員

三百四十二ページ、一番下のほうの水道料金不納欠損金に関係すると思うんですが、広報ふじさき七月号に上下水道課からのお知らせで、水道料金等が口座振替できなかった場合の流れ、二か月分一緒に再振替されるとか、そういうのが載ってたんですが、滞納して督促状が送られるんでしょうか。最終的には最悪水道を止めるまでになると思うんですが、その流れを教えてください。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

一般的な給水停止までの流れということで説明させていただきます。まず、例えば五月に使用した水道の料金というのが六月の末日まで納めていただくということになります。六月の末日にそれが納めていただけなかった場合は、これ

が町の債権管理条例とかによりまして督促状が二十日以内に発送ということになってございますので、七月十五日頃に督促状を発送することになります。そこで督促状をお持ちいただいて、窓口でもいいですし、お支払いいただければそれでいいんですが、督促状を発送してもなお料金を納めていただけないという場合は、ここで二、三か月ちょっと様子を見ながら、こちらで電話でのアプローチをさせていただいております。それでもなお返事も接触もできないということであれば、催告状というものを送付させていただきます。こちらの催告状には、納めていただけなかった水道の納期限と、それから給水停止の予告日が記載されております。給水停止までの簡単な流れは以上になります。

○委員長（三上道人君）

五十嵐 忍 委員。

○五十嵐 忍 委員

一番最初のところがちょっと理解できなかったんですが、例えば口座振替ですと、一月分滞納しても、振替できなくても、次の請求のときに二か月分を請求するわけですね。先ほどのお話だと、何か一回でも滞納すると二十日以内に督促状が来ると私は受け取ったんですが、ちょっと確認します。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

おっしゃるとおり、口座振替とそれから納付書での違いがございます。委員おっしゃったのは口座振替の場合でして、私が申し上げたのは納付書による納付の場合でございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

五十嵐 忍 委員。

○五十嵐 忍 委員

実は町民の方から、一回滞納しただけなのに督促状が来て、ちょっとショックだったというお声をいただきました。例えば督促状じゃなく、もうちょっと表現を変えられないのか。滞納すること自体は悪いんですけども、初めてたまたま遅れたのに督促という表現でちょっとショックだったという声があるんですが、どうでしょうか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

確かに督促状をもらえばちょっとショックなことはあるかと思いますが、町で規定しております債権管理条例、あるいは地方自治法の二百四十条になるんですけども、こちらのほうにのっとして出しているものなので、申し訳ないんですが、督促という文言はちょっと変えられないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

今の答弁に関連して、いわゆる給水停止までの予告じゃなくて、給水停止した戸数というのは、令和五年度においては何件あったんですか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

令和五年度給水停止いたしましたのは、全部で四十五件ございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

四十五件のうち、一か月以上にわたったというのはそのうち何件ぐらいになったという、おおよその状態でもよろしいので、把握していただければ幸いです。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

給水停止の期間につきましては、申し訳ございませんがきちんと把握しているものはございません。ただ給水停止が現在も続いている人もございますし、給水停止になったことを受けて水道の納付、あるいは今後の納付の仕方について相談に来られたという方はございますので、何か月以上何人ということは、申し訳ございませんが把握してございません。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員



通告もしていなかったもので、議会終了まで給水停止になった件数及び解除になった件数だとか、その辺のデータをお知らせ願えたらなど、委員長においては取り計らっていただけたらなというふうに思うんですけれども、委員長、取り計らいのほどよろしくをお願いします。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長、可能ですか。

○上下水道課長（佐藤康文君）

すみません、その給水停止の人数とか、例えば催告書を出した人数というのは月々変わっていくので、例えば今現在給水停止している人が何人いるかとか、そういう数字でしたらお出しすることはできますが、申し訳ありません、どの時点で止めてどの時点で出したかという個々のデータにつきましてはちょっと出すことができないので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

決算審議ですので、昨年三月時点なり、その辺でよろしいんですけれども。町長、そういうふうに言っていますので。

○委員長（三上道人君）

そうすれば、今浅利委員のお話のとおり、令和五年度三月三十一日時点での数字ということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百四十三ページの支出に関わるところの工事請負費、西豊田浄水場配水ポンプ整備工事千三百二十万円ほどなっているんですけども、これは配水ポンプを早い話が取り替えたんですか。その整備工事の内容を説明していただきたい。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの工事ですが、委員ご指摘のとおり、西豊田浄水場のポンプを取り替えたものです。これは今年度の補正予算のところでも説明させていただいているものでございますけれども、西豊田浄水場には大きいポンプ、三十キロワットの出力のポンプと二十二キロワット出力の小型のポンプ、それぞれ二基ずつ計四基のポンプがついてございまして、昨年度のこの整備工事で二基、それから今年度二基交換するということになっているものです。昨年度の工事ではその大きいものを一基、小さいものを一基交換した工事でございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、説明を受けたというような記憶はちょっとないんですけども、三百三十四ページのところで有収率についてお聞きいたします。有収率が藤崎地区、常盤地区というふうに分かれて、藤崎地区が八〇・七％、常盤地区が八八・七％というふうになっているんです。それで有収率の計算の仕方もあるんでしょうけれども、常盤の地

区はプラス二・一というか、プラスのほうになっているんですけども、その違いが出てきたのには水道を給水する上での何か工事を余計やったんだと、修繕工事をやったからこうなったんだとかという何か根拠でもあるものなんですか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

有収率につきましては、基本的には分子が年間の総有収水量、それから分母が年間総配水量ということで出しているものでございますけれども、これが年間というか、数年前から数字的には八〇%を超えるぐらいの数字で推移しているものでございます。有収率の変化につきましては、正直原因が何かというのは詳しくは分からないというのが回答になります。この有収率が一〇〇%というのが当然望ましいかというふうには思いますが、例えば漏水であるとか、それは家庭からの漏水、あるいは配管からの漏水、そのほか火災等があった場合に消火栓を使った場合などは有収になりませんので、そういったものがこの数値に関係しているのかなというふうに考えてございます。ですので、常盤地区、藤崎地区の変更に関して個々の事情というのは、申し訳ございませんが把握しておりません。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第七十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第七十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要を説明させていただきます。

恐れ入ります、決算書の三百六十八ページをお開きください。

初めに、令和五年度藤崎町下水道事業報告書の一、概況の（一）総括事項、イの下水道の整備率及び加入率の状況について説明させていただきます。

公共下水道の加入率は、前年度より二・一ポイント増の八三・九％、農業集落排水事業の加入率は、前年度より〇・五ポイント増の七九・〇％となりました。

経営収支の状況につきましては、後ほど収益費用明細書及び資本的収入支出明細書にて説明いたします。

三百六十九ページをご覧ください。

（二）経営指標に関する事項でございます。

公共下水道事業の経営指標の推移の表をご覧ください。令和五年度の経常収支比率は一〇五・四％、経費回収率は九七・〇％、有形固定資産減価償却率は三三・四％となっております。同じく、農業集落排水事業の経営指標の推移の表をご覧ください。経常収支比率は一一〇・一％、経費回収率は八九・六％、有形固定資産減価償却率は五二・九％となっております。

三百七十三ページをご覧ください。

次に、収納の状況について説明させていただきます。

表の一番上、未収金合計の欄をご覧ください。令和五年度の未収金は、現年度分が四百三十二万円余りで収納率が九九・三％、過年度分が七百十五万円余りで収納率が五二・八％、未収金の総合計額は千百四十八万円余りで収納率は九八・三％となったものであります。

次に、企業債の残高について説明させていただきます。

三百七十五ページをお開きください。

(二) 企業債及び一時借入金の概況の下側の表になります。ロの企業債の残高の表をご覧ください。令和五年度末企業債残高は合計三十九億三千百七十六万円余りで、借入先別では、財務省が二十二億千四百七十七万円余り、かんぽ生命保険が一億二千二百九十五万円余り、地方公共団体金融機構が八千三百三万円余り、市中銀行が建設改良費、特別措置分、資本費平準化債合わせまして九億六千五百四十六万円余り、市中銀行以外の金融機関が同じく建設改良費、特別措置分、資本費平準化債合わせまして五億四千五百五十三万円余りでございます。

三百七十八ページをお開きください。

ここから収益費用明細書の主なものについて説明させていただきます。

まず、収益についてであります。

収益総額は五億七千八百九十二万円余りとなりました。第一項営業収益二億七百万円余りのうち、第一目下水道使用料が一億七千八百六十三万円余りであります。第二目雨水処理負担金二千百七十七万六千円は、一般会計から繰入れたものであります。第四目その他営業収益六百六十六万円余りのうち、第二節雑収益六百三万円余りは、令和四年度の岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金であります。

第二項営業外収益三億七千百七十九万円余りのうち、第二目他会計補助金二億千九百三十一万四千円は一般会計から

繰入れしたものでございます。

三百七十九ページに移りまして、第三目長期前受金戻入一億五千二百四十七万円余りは減価償却費に対応するもので、現金収入を伴わない収入でございます。

次に、費用について説明させていただきます。

三百八十ページをお開きください。

費用総額は五億三千七百六十三万円余りとなりました。第一項営業費用四億九千百五十万円余りのうち、第一目管渠費は三千四百四十二万円余り、そのうち第二節光熱水費三百九十四万円余りは中継ポンプの電気料であります。第四節委託料は千七百三十五万円で、主なものは、公共下水道事業ではマンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百万円、污水管清掃業務委託料が四百五十九万円、農業集落排水事業では、マンホールポンプ場維持管理業務委託料二百四十万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が二百二十万円、污水管清掃業務委託料が四百三十二万九千円、農業集落排水不明水調査業務委託料百四十二万一千円であります。第六節修繕費は千百八十六万円余りで、主なものは、公共下水道事業では、東町機場移設修繕工事四百六十二万円、西豊田地区公共下水道管渠更正工事二百七十七万円、農業集落排水事業では、久井名館地区中継ポンプ場マンホールポンプ修繕工事百五万円などとなっております。

三百八十一ページをご覧ください。

第二目処理場費は六千百七十八万円余りとなりました。第五節委託料は三千二十一万円余りで、主なものは污水处理施設維持管理業務委託料二千六十七万円余り、榊地区処理施設嫌気ろ床槽（二・三室）清掃業務委託料四百二十万円あります。第六節手数料は八百一万円余りで、主なものは、汚泥収集運搬手数料が三百一万円余り、脱水汚泥収集運搬手数料が二百四十三万円余りあります。第七節修繕費は二百五十七万七千円で、主なものは中島地区浄化センター異常通報装置更新工事百十五万八千円あります。第九節動力費千八百二十一万円余りは、処理場の運転に係る電気料で

ございます。

三百八十二ページをお開きください。

第四目第一節岩木川流域下水道維持管理負担金四千百四十八円余りは、事業の維持管理に係る町負担分であります。

第五目総係費二千八百二十一万円余りのうち、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの二千四百三十八万円余りは職員給与関連費用であります。

三百八十三ページをご覧ください。

第十三節負担金は三百六十四万円余りで、主なものは農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金三百五十三万円余りであります。

第六目減価償却費は三億二千五百五十九万円余りで、有形分は三億千三百三十一万円余り、無形分は千二百二十八万円余りであります。

第二項営業外費用四千五百九十万円余りのうち企業債利息が四千四百二万円余りで、主な償還先は公共下水道と農集排の合計で財務省が七十八件、三千六百二十二万円余り、かんぽ生命保険が二件、二百一万円余り、つがる弘前農協が二十二件、百八十七万円余りなどとなっております。

収益から費用を差し引いた当年度純利益ですが、四千百二十八万円余りの黒字決算となったものであります。

三百八十五ページをお開きください。

ここから資本的収入支出明細書の主なものについて説明させていただきます。

まず、収入についてです。

収入総額は二億千七百十万円余りとなりました。第一項第一目下水道事業債一億二千百十万円のうち、第一節下水道事業債は千二百四十万円、第二節資本費平準化債は一億八百七十万円であります。

第二項第一目他会計出資金九千六百万円は、企業債の償還元金の原資として一般会計から繰入れしたものであります。

次に、支出について説明いたします。

支出は総額で四億九百四万円余りとなりました。第一項建設改良費三百九十二万円は、岩木川流域下水道事業建設負担金であります。

第二項企業債償還金は四億五百十二万円余りで、償還先別では、公共下水道と農集排の合計で、財務省が七十三件、二億五千八百五十七万円余り、東奥信用金庫が十一件、二千三百十九万千円、つがる弘前農協が二十二件、三千八百三十三万八千円などとなっております。

なお、資本的収入額二億千七百十万円が資本的支出額四億九百四万円余りに不足する額一億九千九百九十四万円余りにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補填したものでございます。

令和五年度下水道事業会計決算の概要については以上であります。

○委員長（三上道人君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。五十嵐 忍委員。

○五十嵐 忍委員

三百六十八ページです。イの下水道事業の整備率及び加入率の状況について、藤崎町では公共下水道も農集排も整備率は一〇〇%なのですが、加入率については、公共下水道がいまだに八三・九%、農集排もいまだに七九・〇%と、これは毎年いまだにがついてなかなか増えていかないんですけれども、この間、総務産業常任委員会で水路が臭うという



町民から苦情が出ている枝川鶴田堰の現地視察を六月に行いました。明日委員長のほうから議会報告されると思いますが、それでも、そこで、それこそ生活排水が堰に垂れ流されているのを目の当たりにしたわけですが、例えば弘前市では水洗化工事に必要な資金の融資のあっせん制度や報奨金の制度があるんですが、藤崎町ではこういう制度はないのでしょうか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

今ご質問のありました弘前市のあっせんの制度でございますけれども、私も実は赴任してからちょっと調べてみました。これを拝見しますと、一番は、供用が可能になった地区において三年以内に水洗化するというと、利子がゼロで融資を受けられるというようなあっせんではございました。それにつきましては、藤崎町におきましても当初の三年間はそういうあっせん制度があったと記憶してございます。ただ、弘前市も同様ですが、三年間を過ぎますと、その三年間というのは、なるべく早く皆さんに下水道あるいは農集に接続していただきたいということで三年という時間を区切ってあっせんするものでございます。藤崎町はここ三年以内に新しく区域になったところはございませんので、申し訳ないんですが、そのような制度は実施しておりません。

以上です。

○委員長（三上道人君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

今のにちょっと関連して、制度はあるんだけど、そういうような制度がないということになるんですか。いず

れにしてもちょっと私も調べてみたいと思っております。

私の質問は、これは下水道事業報告書というのがございます。その三百六十九ページのところであります。経営指標、そして農業集落排水事業の指標というのもございます。経常収支比率というのは令和五年度は一一〇%ということで、一〇〇%を超えることが望ましいと。つまり、経常費用を分母にして、分子のほうが入収入面という、経常収入というか、企業会計の場合はそうなのでしょう。それで、その文面、農業集落排水については、「使用料単価の見直しに関する検討が必要となっています」というふうに文章で明記しているんですよ。文章で明記しているということは、課の統一的な見解でもう検討しなきゃ駄目だと、来年というか、今年でも検討委員会にかけようというような意向なのかどうか、それが第一点です。その辺はどうなんですか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの文章におきましても、「見直しに関する検討が必要となっています」というふうに明記させていただいておりますが、今年、来年のうちに料金の見直しが必要ということではございません。将来的な推移を勘案したときに今のままの料金ではちょっとやっていけないだろうということで、このような表現をさせていただいております。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

課長、それじゃあちょっとあんまりじゃないですか、答弁、お答えが。お答えは、今年、来年どうするとかというこ

とじゃないんだと、将来的にはというふうなことであるならば、「将来的には」というふうにちゃんと日本語として入れるべきじゃないですか。こういうふうなことであれば、もう課としてこういう統一見解で、ここまでやらなければならない状態になっちゃったというふうに普通受け取るんですけども、その見解についてはいいです。

それで、この経常収支比率と経費回収率というのを見ますと、令和元年、二年、三年というのは一〇〇%になっているんですよ。それはいわゆる経常経費と分母で収入が一〇〇%というふうなことになっているわけで、それはちょっぴり一〇〇%になるというのは、何かにかのやりくりもして、そういう見通しを持って一〇〇%になっているのかなという思いもあるんです、三年間ちょっぴり一〇〇%なわけですから。いや、不正をしたとかそういうようなことじゃなくて、収入面を見込んでですね。ただ三年前と比べれば、電気料金なり修理が必要だとかという、そういう経費が上昇するというのは分かるんですけども、使用料単価の見直しの前に経費回収率一〇〇%にするためにはどうすればいいかというのを課として検討すべきことなんじゃないんですか。その点についてはどうですか。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

今の件はまさに委員おっしゃるとおりだと思います。使用料を上げる前に、上下水道課として何ができるのかということを検討するのが一番の課題だと私も思っております。赴任してからまだ数か月でございますが、その件につきましては課員と共に今、暇を見てはミーティングを重ね、どうすれば費用を上げることなくそういったものができるのかと、費用回収率を例えば一〇〇%に近くできるのかというようなことは日々検討してございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

五十嵐委員。その前に、そろそろお昼の時間ではありますが、会議を継続してよろしいですか。皆さん、お諮りします。（「はい」の声あり）

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐 忍委員

先ほどの下水道の加入率のことなんですが、現状水路が臭うという不満をその辺りの人たちは抱えているわけですし、それを解決するためには、その辺りで下水道に加入していない世帯に加入してもらわない限りこの不満は解消されないと思うんですが、そうすれば、以前やっていたけれども今はやっていないという融資のあっせん制度、そういうものを再度やってもいいのではないかと思われませんが、その検討をしてもいいのではないかと思います。お願いベースだけだと、なかなか水洗化するというの強い動機づけにはならないと思うんですよ。その検討をよろしくお願いしたいんですが。

○委員長（三上道人君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

水道も命の源、下水道、集落農水も地球環境、そして我がふるさとの自然の環境を守るべく、一〇〇%の加入率を目指して歴代の町長、職員、全ての方々に常盤村時代、藤崎町、設置してからいろいろ努力してきたと、そう思っております。残念ながら高齢化も進んでいまして、独り暮らしとか、あるいは高齢者二人暮らしとかあって、あるいは経済的な事情があって本管につなぐべきところまでいってない家庭もあろうかと思います。よって、今新設して三か年の融資制度、ゼロ%、これは町でも過去実施してきましたし、弘前でも三か年という条件つきでやっています。ただ、今おっしゃったことは、住家が集中しているいわゆる不衛生なことと環境問題に照らし合わせて、再度どういう形で加入率を

アップさせるか、どういうふうな方向づけをすれば加入していただけるか、総合的に検討して、次年度以降のいわゆる加入普及率アップのために努力していきたいと、そう思っております。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百七十八ページと三百七十九ページに関わる場所です。先ほど経費回収率なりなんんりの問題についての取組も課長のほうから見解を申し出ていたわけなんですけれども、収益費用明細書の中の他会計補助金、他人のふんどしを当てにするわけじゃないけれども、他会計補助金の活用といいますか、その問題もあるのかなというふうに思っておるんですけれども、一般会計補助金がありまして、基準内繰入金、これはこれでよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、基準外繰入金というのが明記されていますよね、金額も。これは下水道についてだけれども、汚水分が四百八十一万円だと、九百八十八万円だと。基準外だけれども基準外の繰入金の基準といいますか、そういうのがちゃんと私は詳しく分からないんですけれども、基準外繰入れの基準というのがあるんじゃないのかなと。同じようなことが集落排水についても基準外繰入金というのが、汚水分の補助金が千五百九十三万円で、汚水事務経費等の補助金が三千五百四十一万円もあるんです。というようなことなので、この基準外繰入金というもののおおよその基準といいますか、会計処理上の考え方なりを説明していただきたい。

○委員長（三上道人君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

基準内繰入金と基準外繰入金についてでございますが、大ざっぱに言いますと、基準内繰入金というのは総務省が定

めた基準内での繰入金ということになりまして、私ども毎年、総務省のほうに経営分析に関する事項というのを提出いたします。この中で実際にこれに記載することが認められている額というのが基準内繰入金という形になります。基準外繰入金はそこに認められていないものですので、ある意味、町独自の繰入金という形にはなりますが、これも度を越すと経営指標に関わってきますので、一定のルールを保ちながらやっているというところでございます。

以上です。

○委員長（三上道人君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

そうしますと、例えば営業外収益の中の基準外繰入金の中で、農集排では汚水事務経費に対する補助金が町とのルール分なのか、ちょっとその辺詳しく分からないんですけども、三千五百四十一万円ほどなんだというふうな汚水事務経費というような中身や、それなりの基準外ルールというか、その辺をもうちょっと説明していただけたらなと思うんですけども。

○委員長（三上道人君）

暫時休憩します。

休 憩 午後〇時六分

---

再 開 午後〇時八分

○委員長（三上道人君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

失礼いたしました。こちらの三千五百万の基準外繰入金ですが、これは人件費に充当しているものでございます。以上です。

○委員長（三上道人君）

大分質疑は尽くされたかと思いますが、ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三上道人君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後〇時九分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 三 上 道 人